

## “木の家づくり”から林業再生を考える委員会規約

## (名称)

第1条 本会は、「木の家づくり」から林業再生を考える委員会（以下「委員会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 委員会は、「木の家づくり」を通じて、森林・林業の再生、低炭素社会の実現等を図るため、林業・木材産業関係者から住宅生産者に至るまでの関係者が一堂に会して、今後の取組の方向性等について検討することを目的とする。

## (委員の任命)

第3条 委員会の委員は、学識経験者等から国土交通大臣が任命する。

## (委員長等の指名)

第4条 委員会には委員長を置き、委員会に属する委員のうちから、国土交通大臣が指名する。

2 委員長は、委員会に属する委員のうちから、委員長代理を指名することができる。

## (委員会の議事)

第5条 委員会の議事は公開とする。

2 委員会の資料及び議事内容については、委員長に確認の上、原則として国土交通省ホームページにおいて公開する。

## (事務局)

第6条 委員会の事務局は国土交通省住宅局住宅生産課に置く。

## (雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

## (附則)

1 この規約は、平成22年3月15日から施行する。